

入所申込みについてのご説明

このたびは、入所申し込みをお申し出いただきありがとうございます。
以下の書類を同封してお送りいたします。ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

- ① 入所申込書（両面印刷となっております）
- ② 利用料金表（両面印刷となっております）
- ③ 入所待機期間について
- ④ ご案内のしおり（取手市ふれあいの郷のパンフレットとなります）

【お申し込みについて】

お申し込みには下記の書類が必要となりますので、ご準備下さいますようお願い致します。

① 入所申込書

申請していただく方または代理人の方にご記入いただく書類です。

② 介護保険被保険者証の写し

介護保険被保険者証のコピーを1部添付して下さい。

③ 直近 3ヶ月分のサービス利用表及び別表の写し

在宅サービスをご利用の方は、コピーを添付してください。

なお、3ヶ月以上サービスを未利用の方や施設や病院に入所・入院中の方は、サービス利用表はありませんので、提出の必要はありません。

①～③をご準備していただき、当施設までご連絡をいただいた上でお申込み下さい。

なお、申し込みは郵送でも受け付けております。

※郵送の場合、入所希望者の状況を電話連絡にて確認させていただきます。

※「茨城県 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針」の改定に伴い、平成 27 年 4 月より入所の対象となる方は下記の通りとなります。

「茨城県 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針」より抜粋

- ・要介護3以上と認定された者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難な者。
- ・要介護1又は2の者のうち、【特列入所の要件】のいずれかに該当し、施設以外での生活が著しく困難であると認められる者。

【特列入所の要件】とは…

- ・認知症である者であって日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・知的障害・精神障害等を伴い日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

※入所は、「茨城県 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針」に基づき、「入所評価基準」による評価を行い、入所検討委員会にて決定致します。その結果、必ずしも申し込みをされた順番が入所の順番とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

【入所評価基準】とは…

- ① 要介護度、② 認知症の場合の日常生活自立度、③ 介護者の状況、④ 在宅サービス利用率、⑤ 近住性

施設は、入所評価基準のほかに、性別、ベッドの特性、施設の専門性、医療ニーズ、家族の介護量や経済的事由により在宅サービスの利用度が低位な者に対する配慮、その他特別に配慮しなければならない個別の事情などの、個別的に評価する事項について入所検討委員会のなかで、評価するものです。

～入所申し込み後のお願い～

入所のお申し込み後に、ご本人様の要介護度やその他の状態等にお変わりがあった場合、他の施設への入所が決定された場合等により申し込みの取り下げがある場合は、当施設までご連絡下さいますようお願い致します。

当施設や入所申し込みにつきまして、ご質問などございましたらお気軽にお尋ねください。

〒302-0039 茨城県取手市ゆめみ野三丁目2番地1
特別養護老人ホーム 取手市ふれあいの郷

TEL.0297-78-2525 FAX.0297-78-2626

担当：三上